

# 自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項

## 第1 趣旨

大都市地域を中心として、自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染は、厳しい状況にあり、とりわけ近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、自動車から排出される窒素酸化物に加えて、粒子状物質による大気汚染の防止に関して、国、地方公共団体を通じた総合的な対策の枠組みを定め、一定の自動車について排出に係る規制を行うとともに、事業者による排出抑制のための措置を強化することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図るため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「特別法」という。）が改正されたところである。

この自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項は、特別法第15条第1項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）による大気汚染の防止を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業者法（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を営む者以外の事業者（以下「一般事業者」という。）の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し定めるものである。

## 第2 取組方針の作成とその効果等の把握

一般事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置を計画的かつ効果的に行うよう、以下のように取り組むこととする。

自らの事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の実態について把握した上で排出の抑制のための自主的な排出量に関する目標及びその達成に向けて講ずべき措置の方針を作成する。

に基づき具体的な措置を講ずる。

の措置の実施状況及びその効果を把握する。

を踏まえた上で当初作成した目標及び措置の方針を再検討し、更に効果的な取組を行う。

また、以上のような措置を行うために必要な自動車の使用状況等について記録化を行うこととする。

### 第3 排出量の抑制のための措置

一般事業者は次のような措置の中から個々の事業活動の規模、種類等の事情、事業活動を行う地域の環境の状況及び技術的可能性を踏まえて適切に選択した措置を講ずることにより、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図ることとする。

#### 1 車両1台当たりの自動車排出窒素酸化物等の排出量の削減

##### (1) 自動車排出窒素酸化物等の排出量がより少ない車両への転換

現に使用する車両の自動車排出窒素酸化物等の排出量の把握を行い、使用実態を考慮しつつ、特別法第12条第1項の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する車への転換を早期に推進する。

##### (2) 低公害車の積極的導入

自動車排出窒素酸化物等の排出量が少ないCNG（圧縮天然ガス）自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等の低公害車やDPF（ディーゼル微粒子除去装置）等排出ガスを低減する装置等の開発状況等の十分な把握に努め、その導入を積極的に進める。

##### (3) 適正運転の実施等

###### 適正運転の実施

自動車の使用に際しては、運転方法により燃料消費量、ひいては、窒素酸化物等の排出量も大きく異なることから、以下のような事項につきマニュアルの作成、従業員の教育等を通じ、実施の徹底を図る。また、デジタル式運行記録計等の活用により、適正運転の実施の担保を図る。

ア) おだやかな発進と加速（急発進・急加速の排除）

イ) 早めに一段上のギアにシフトアップ

ウ) 定速走行・経済速度の励行

エ) エンジンブレーキの多用（ディーゼル車）

オ) 予知運転による停止・発進回数の抑制

カ) 空ぶかしの排除

- キ) アイドリング・ストップ
- ク) 不要な積荷の抑制

#### 車両の維持管理

日常の点検・整備の良し悪しにより燃料消費量、ひいては、窒素酸化物等の排出量も大きく異なることから、以下のような事項につきマニュアルの作成、従業員の教育等を通じ、実施の徹底を図る。

- ア) エアクリナーの清掃・交換
- イ) エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換
- ウ) 適正なタイヤ空気圧の維持

## 2 車両走行量の削減

### (1) 車両の有効利用の促進

#### 共同輸配送の促進

自社内努力により、あるいは他の事業者や地方公共団体等と連携しつつ、複数の事業者が個別に処理していた物資の集荷、仕分け、配送等の業務を共同で行い、若しくは車両及び貨物を相互融通すること等により、積載効率、輸送効率の向上及び輸送距離、使用車両の削減を促進する。

#### 帰り荷の確保

輸送需要の的確な把握を行い、帰り荷の確保を行う。

#### ジャスト・イン・タイムサービスの改善

輸送効率の向上を図るため、他の事業者との協議を十分に行い、行き過ぎた多頻度少量輸送、ジャスト・イン・タイムサービスの見直し、改善を行う。

#### 受注時間と配送時間のルール化

受注時間と配送時間のルール化を図り、緊急配送をできるだけ避ける。

#### 検品の簡略化

検品に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、検品の簡略化を図る。

#### 道路混雑時の輸配送の見直し等

日中の道路混雑時の輸配送の見直しによる輸配送の円滑化や積載効率が比較的低い土曜日、日曜日における車両使用の削減といった対策を講ずる。

#### 商品の標準化等

商品の標準化、商品荷姿の標準化により積み合わせを容易にする。

#### (2) モーダルシフトの推進

自動車輸送と比較してより環境に対する負荷が少ない大量輸送機関である鉄道及び海運の活用（モーダルシフト）を推進する。

#### (3) 公共交通機関の利用の促進

移動を行う場合にあっては、自ら自動車を使用することと比較して、より環境に対する負荷が少ない鉄道、バス等の公共交通機関、自転車、徒歩による移動をできるだけ行う。

#### (4) 情報化の推進

輸送効率の向上を図る上においては、情報ネットワーク化の推進が必要であることから、他の事業者や地方公共団体等と連携をとり、VICS（道路交通情報通信システム）といったシステムも活用しながら、積載効率の向上等に資する情報システムの積極的な開発・導入を行う。

#### (5) 物流施設の高度化、物流拠点の整備等

既存施設について、機械化・自動化及び流通加工、保管等の機能の付加による高度化・複合化を推進するとともに、共同輸配送、新輸送商品の開発に対応するため、施設間の適正配置・集約化や荷受け、仕分けといった業務の効率化に配慮しつつ、物流拠点の整備を図る。

また、交通渋滞をもたらす、自動車排出窒素酸化物等の排出量の増大の原因となる路上駐停車を防止し、交通流の円滑化に資するため、路上駐停車の自粛と併せ、荷捌き場、駐停車場所、運転手控室、進入出路についても他の事業者や地方公共団体等との協力を行うなどして整備を図る。

### 3 自動車を使用する事業者に対する協力

自動車を使用する事業者が事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出を抑制するために前記の措置を講ずるに当たっては、荷主、発注者といった関係事業者の理解、協力及び相互の連携が不可欠である。

したがって、一般事業者は、荷主又は発注者として自動車を使用する事業者の自動車の運行に影響を及ぼす場合にあっては、以下の措置を講ずる。

一般事業者は、貨物自動車運送事業者等に輸配送を委託する場合にあっては、取引先との協力の下、貨物自動車運送事業者等が自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に向けて行う努力に対し協力するものとする。

一般事業者は、発注を行う場合にあっては、発注の計画化及び平準化を行うことにより取引先である納入業者又は貨物自動車運送事業者等が納入に使用する自動車の積載効率の向上を図るなど、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に向けて行う努力に対し協力するものとする。

一般事業者は、交通渋滞をもたらす、自動車排出窒素酸化物等の排出量の増大の原因となる路上駐停車を防止し、交通流の円滑化に資するため、荷捌き場、駐停車場所、運転手控室、進入出路の整備に努めるものとする。

#### 4 その他

##### (1) 卸・小売業において特に講ずる事項

卸・小売業の事業を行う者は、特に以下のような事項について措置を講ずることにより、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図ることとする。

卸・小売業者は、自動車運行者として輸配送を行う場合にあっては、自社内努力により、あるいは他の事業者や地方公共団体等と連携しつつ、輸配送貨物の相互委託、共同輸配送等を行うことにより、積載効率、輸送効率の向上及び輸送距離、使用車両の削減を促進する。

卸・小売業者は、発注者として、納入業者又は貨物自動車運送事業者等が自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に向けて行う努力に対し、以下の事項を通じて協力することが重要である。これにより、卸・小売業者はその店舗等への在庫車両数の削減に努めるものとする。

##### ア) 発注の計画化

計画的な発注が行われることにより、納入業者等は納入に使用する自動車の積載効率の向上を図ることが可能となり、その結果、自動車交通量が低減され、自動車窒素酸化物等が削減されることとなる。

したがって、卸・小売業者は、週単位あるいは月単位で予め発注計画を策定するなどの発注の計画化を図ることが重要である。

##### イ) 発注の平準化

発注が平準化されることにより、納入業者等は納入に使用する自動車の積載効率の向上を図ることが可能となり、その結果、自動車交通量が低減され、自動車室素酸化物等が削減されることとなる。

したがって、卸・小売業者は、極力発注の平準化を図ることが重要である。

卸・小売業者は、荷主として貨物自動車運送事業者等に輸配送を委託する場合にあっては、取引先との協力の下、以下の事項を通じて貨物自動車運送事業者等が自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に向けて行う努力に対し協力するものとする。

#### ア) 検品の簡略化

検品に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、国内物流EDI（電子データ交換）標準や出荷・輸送・受荷一貫ラベル等を利用し、検品の簡略化を図る。

#### イ) 荷役の簡略化

荷役に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、一貫パレチゼーション（パレットの規格を統一し、パレットに積み付けた貨物の荷姿を崩すことなく、発送から到着の荷卸しまで一貫して移動を完結させるもの）を中心としたユニットロードシステム化（一つの単位にまとめた貨物にし、できるだけその単位を崩さず輸送等を行うこと）等を推進し、荷役の簡略化を図る。

#### ウ) 求貨求車システムの活用

貨物自動車運送事業者等と連携をとり、求貨求車システムを活用することにより、共同輸配送の促進、帰り荷の確保を推進する。

卸・小売業者は、交通渋滞の原因、ひいては自動車排出室素酸化物等の排出量増大の原因となる路上での荷捌きを防止するため、荷捌き場の充実に努めることとし、特に店舗等の新設・増床に当たっては十分な荷捌き場の確保に努めるものとする。

### (2) 製造業において特に講じる事項

製造業の事業を行う者は、特に以下のような事項について措置を講ずることにより、事業活動に伴う自動車排出室素酸化物等の排出の抑制を図ることとする。

製造業者は、荷主として貨物自動車運送事業者等に輸配送を委託する場合にあっては、取引先との協力の下、以下のような事項を通じて貨物自動車運送事業者等が自動車排出室素酸化物等の排出の抑制に向けて行う努力に対し協力するものとする。

#### ア) 検品の簡略化

検品に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、国内物流EDI標準や出荷・輸送・受荷一貫ラベル等を利用し、検品の簡略化を図る。

イ) 荷役の簡略化

荷役に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、一貫パレチゼーションを中心としたユニットロードシステム化等を推進し、荷役の簡略化を図る。

ウ) 求貨求車システムの活用

貨物自動車運送事業者等と連携をとり、求貨求車システムを活用することにより、共同輸配送の促進、帰り荷の確保を推進する。